

幕別町保育料条例等の改正（案）について

子ども・子育て支援法施行令等の改正に伴い、「幕別町保育料条例」「幕別町立へき地保育所条例」「幕別町忠類へき地保育所条例」の改正について、平成 28 年 6 月開催の第 3 回町議会定例会への上程を予定しています。

○多子世帯への保育料軽減の強化

これまで幕別町では、保育所（幼稚園などを含む）に児童が 2 人以上通所している世帯に限り保育料の軽減を行っていましたが、法施行令の改正に伴い、世帯所得がおおよそ 360 万円未満の世帯に限り、通所の有無にかかわらず生計を一にするこの人数により軽減措置を受けられるようにします。

- ・軽減額はこれまで同様に第 2 子を半額、第 3 子以降は無料。

○ひとり親世帯の保育料軽減の強化

これまでのひとり親などに対する軽減について、軽減対象世帯と軽減額を拡大します。

- ・軽減対象世帯

改正前 世帯の町民税所得割額 48,600 円未満
改正後 77,100 円未満

- ・軽減額

改正前 通常の保育料から 1,000 円を差し引いた額
改正後 これまでの保育料の半額

○みなし寡婦（夫）

地方税法で定める寡婦（夫）については町民税所得割の計算の上で寡婦控除の適用があるため、それに伴い保育料も低く算定されることとなります。しかし、寡婦（夫）控除を受けることができないいわゆる未婚の母（父）については、寡婦（夫）と比べると高い保育料を負担しなければならない現状にあります。

この不均衡を解消するため、未婚の母（父）について、寡婦（父）であるとみなした町民税所得割額を基準として保育料を算定します。